



羽の情報便

欠損金の繰越控除・繰戻還付

法人税には、一定の条件のもと、当期に欠損金が生じた場合に、前期に納税した税金を返してもらう繰戻し還付という制度と、来期以降の黒字から当期の欠損金を控除できる繰越控除という制度があります。

(1) 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付の制度は、当期に生じた青色欠損金を前期に繰戻して、前期分の納付した法人税額の還付を受けることができる制度です。現在、資本金の額が1億円以下の中小法人や清算中の法人などに適用が認められています。還付を受けた法人税額は、所得に含まれず、税金はかかりません。法人税を現金で戻してもらえらる点でありがたい制度なのですが、次のような点に注意していただく必要があります。

1. この繰戻し還付の請求をした場合、税法上、税務署長が「還付の請求があった場合には、必要事項について調査し、調査したところにより法人税を還付する」ことになっています。つまり、税務調査を受ける可能性があり、調査の経過次第では、すぐにすんなり還付してもらえない可能性もありますので、この法人税の還付をあてにして資金繰りを考えていますと非常に危険だと言えます。
2. 戻ってくる税金はあくまで法人税のみで、法人住民税や法人事業税には繰戻し還付の制度の適用はありません。

(2) 欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除の制度は、例えば当期に発生した欠損金（赤字）を翌年以降の黒字の所得と相殺することにより、翌年以降の税金を少なくさせることができる制度です。繰越すことができる欠損金は次の様なものです。

1. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金（青色欠損金）
2. 白色申告書を提出した事業年度の災害による損失金（災害損失金）

尚、税制改正により上記1と2の欠損金の控除期間と帳簿保存期間が次の様に改正されています。

- ・平成20年3月31日以前に終了した事業年度において発生した欠損金
⇒欠損金の控除期間 7年 帳簿の保存期間 7年
- ・平成20年4月1日以後に終了した事業年度において発生した欠損金
⇒欠損金の控除期間 9年 帳簿の保存期間 9年



この様に現在発生した繰越欠損金は9年間も繰越すことができるわけですが、その期間は赤字を放置しておいて良いと言うわけではありません。会社経営上は早期の赤字解消が望まれます。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

オフィスにある書類が毎年増えており、保管場所に困っています。保管義務のある請求書・領収書について、スキャンして電子保存し、現物を処分することは可能ですか？また、保管義務ですが何年保存すればよろしいでしょうか？

税務署への申請や真実性・可視性確保のシステムを確保する等の条件のもと可能ですが、金額が三万円以上の請求書・領収書については対象外となり、現物を処分することはできません。

保管義務については、税法上は七年間の保存が義務付けられています。

但し、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度より生じた欠損金から繰越期間が七年から九年に延長されました。

欠損金の繰越控除の適用を受ける場合は、七年ではなく最長九年の保存が必要になります。



税金・保険のまめ知識（第86回）

介護保障付き終身保険とは？

殆どの人は、万一に備えての死亡保険や、入院に備えての入院保険やがん保険を契約しています。しかし、もう1つの大きなリスクを抱えているのです。それは介護によるリスクです。平均余命と健康余命が異なるように、多くの人は健康のまま亡くなることは殆どありません。数年以上も介護される期間があつて、それから亡くなっていくのが普通です。この介護については、死亡保障や入院保障ではカバーできないのです。預貯金がたくさんあつて、介護状態になったときでも困らない人であればよいですが、そのような人は全体的に見ると少数です。多くの人は、介護状態が、長年にわたって続くと、金銭的に困ってしまうと思います。

そこでお勧めの保険が介護保障付終身保険です。仕組みとしては一般的な終身保険に介護保障を加えたような仕組みの終身保険です。もちろん被保険者が死亡や高度障害状態になったときは、保険金が受け取れます。そして魅力的なのが、万一保険契約中に保険会社所定の要介護状態に該当した場合や、介護保険制度の要介護2以上の状態に該当した場合、介護保険金として保険金の半分が前払いされます。しかも、その後も保険契約は有効に継続し、残り半分の保険金額が死亡・高度障害になった時に受け取れるようになっています。

例えば、30歳の男性が保険金額1,000万円で、保険料払込期間を60歳満了、月払いで契約したとしましょう。この男性が例えば、55歳のときに公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当するか、保険会社所定の要介護状態に該当した場合は、500万円が介護保険金として前払いされます。そして介護費用として使用できるのです。残りの500万円は死亡・高度障害保障としてその後も継続するので残された家族やお葬式代としての備えになるのです。

通常の終身保険の場合、保険会社所定の障害状態となった場合、保険料が免除されることがありますが、この保険の場合、介護保険金が支払われた場合には、以後の保険料の払い込みが免除されます。上記の例では、55歳のときに介護保険金が支払われたと仮定すると、60歳まで残り5年間の保険料払込期間が残っていますが、残り5年分の保険料を支払わなくとも済むのです。実際要介護状態になった場合には、収入も途切れるので、このような仕組みは非常に助かると思います。

この保険ではない、一般的な終身保険であっても、保険を解約したり、保険金額を減額して解約返戻金を使用することで、対応することは可能ですが、所定の要介護状態における保険料払込免除などは一般的な終身保険ではないため、この点は大きなメリットになっています。

注意点があるとしたら、低解約返戻金型である点です。保険料を払込期間の解約返戻金を70%に抑えこむことにより、保険料を割安にしています。ただし、これはメリットでもあり、デメリットでもあります。保険料払込期間中に解約した場合、解約返戻金が低く設定されていますので、保険料払込期間中には解約しない方向で継続し、そして払込期間はできる限り短く、例えば55歳満了などに設定しておく方がよろしいかと思います。



8月の税務カレンダー

8月11日(月)

7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月1日(月)

- ・6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ・3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・法人住民税>(半期分)

- ・消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ・個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
- ・個人事業税の納付(第1期分)
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)



生命保険の基礎知識(22)

～保険の約款を読んだことありますか?～

解約返戻金と保険料の払込方法

(解約返戻金)

解約返戻金は、生命保険を解約した際、保険会社から契約者に払い戻されるお金です。保険料として支払った金額が全てそのまま戻ってくると考えている方も少なくないようですが、解約返戻金の額は払込保険料の合計額より少なくなるのが一般的です。ただ、積み立て型など保険商品によっては、払込保険料の合計額以上に返還される場合もあります。また逆に、定期保険に多い「掛け捨て」と呼ばれるタイプでは、解約返戻金はありません。

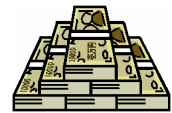
解約返戻金については、当然のことながら、保険の種類や解約の時期によって大きく変わってきますので、注意が必要です。

(保険料の払込方法)

一時払：契約の際に保険期間全体の保険料を一度に払い込む方法のこと。

終身払：保険料の払込が一生涯にわたっている方法のこと。

短期払：保険期間が満了する前に保険料の払込が完了する方法のこと。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(60)

デパートの化粧品売り場が1階にある理由



必ずと言っていいほど、1階にあります。何とも思わないか、そういうものなんだと、何の根拠もなく納得してしまっている方も多いかもかもしれませんが、ちゃんとした理由があります。

1階は、当然外と直結しており人の出入りも多く、その影響で空気の流れが最も大きいフロアです。つまり、匂いをこもりにくくするためのようです。

また、デパート・百貨店の主要顧客はやはり女性。多くの女性が強い関心を示す化粧品を1階に置くことによって集客を狙うというのも理由の1つです。

なお、こうして1階で集めた客が、上層階へ流れ込むことを「噴水効果」と呼び、逆に、上層階のレストラン街を充実させたり催事場を設けたりすることで集客し、上から下への流れを作ることを「シャワー効果」と呼びます。





今月のコラム

カレンダーの上では秋を迎える月とは言え、夏本番の八月。連日続く猛暑の中、熱中症に気をつけながら、少しでも快適に過ごしたいものです。八月は、全国の観光地・行楽地は書き入れ時。人気のスポットはどこも人だかり。道路も渋滞。そんな八月は、楽しむ側として過ごすだけでなく、働く側を少し観察してみるのも、面白いかも知れません。

末広がり縁起の良い数字の並ぶ八月八日は、様々な記念日となっているそうです。

その一部をご紹介します。

鍵盤の日 ピアノの鍵盤の数が八八鍵であることから）**パパの日** ペパが家族のために家事や育児、買い物などをする日。父の日とは意味合いが逆です。台湾では正式な「父の日」だそうです）

親孝行の日（「ハハ」が「パパ」の語呂合わせから）**そろばんの日** そろばんを弾く「パチパチ音」から）**フジテレビの日**（一九六八年に制定されたそうです）**マルちゃん焼そばの日** 丸が〇「マル」を重ねた形に似ていることから）
そして、何といっても私の**誕生日** 笑）

今年も誕生日を迎えることができたことに感謝します。

日本人の寿命がまた伸びており、女性八六・六一歳、男性八〇・一一歳で、いずれも過去最高らしいです。健康で長生きできればうれしいことです。内閣府の調査によると、三九%が七〇歳を過ぎても「仕事をしたい」と考えているとのことでした。一生働き続けるのはつらい話ですが、老人という自覚がまったくなく、天寿を全うする。幸せなことです。

それにはやはり健康が一番ですね。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

